

起業の認可の期間、休業による許可の取消し等に関する基準について

大臣許可漁業において、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 38 条の起業の認可を受けた者の法第 39 条第 1 項の許可の申請に係る法第 39 条第 2 項の農林水産大臣の指定する期間の解釈基準、法第 51 条第 1 項の休業による許可の取消しに関する処分基準等については、法及び令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示 2227 号（漁業法第 39 条第 2 項の農林水産大臣が指定する期間を定める件。以下「期間告示」という。）の定めによるほか、次によるものとする。

第 1 起業の認可を受けた者の許可の申請に係る農林水産大臣の指定する期間の解釈基準（法第 39 条第 2 項関係）

大臣許可漁業における起業の認可を受けた者の許可の申請に係る法第 39 条第 2 項の農林水産大臣の指定する期間は、期間告示において、原則 10 月とした上で、「漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により 10 月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者にあつては、当該権利を取得するために必要と農林水産大臣が認める期間とする」と定めたところ、当該やむを得ない理由及び当該権利を取得するために必要と認める期間は、それぞれ次の表の左欄に掲げる理由及び右欄に掲げる期間とする。

やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得するために必要と認める期間
1 (1) 海外合弁企業の設立、海外合弁企業への船舶の譲渡又は海外企業等への船舶の貸渡しに際し、その間、起業の認可としている場合であつて、次の①から③までに掲げる場合に該当しないこと。 ① 海外合弁企業に関する合弁の状態が消滅した場合 ② 海外合弁企業、海外企業等に対して出資、譲渡又は貸し渡された船舶が、沈没又は消滅した場合 ③ 海外合弁企業又は海外企業等に対して出資、譲渡又は貸し渡された船舶の使用を廃止し、又はその使用権を滅失した場合	20 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(3) (1)の理由に基づく期間中に当該理由が消滅した場合であつて、当該期間中に譲渡又は貸し渡された船舶の使用権を取得して起業の認可に基づく許可申請ができないこと。	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(4) (3)の理由に基づく期間経過後に、既に漁船建造に着手している場合又は中古船の買	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間

入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	
2 試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い（令和2年 11 月 17 日付け2水管第 1584号水産庁長官通知）第2の1の（2）に掲げる試験であって、農林水産大臣が非営利の確認を行ったものについて、当該試験を行う間、起業の認可としていること。	当該試験の終了日までの期間
3 (1) 専ら外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において営まれる漁業に係る起業の認可であって、当該漁業に着業するか否かが専ら当該外国の政策その他の事情に依存しているため、その間、起業の認可としていること。 (2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	20 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間 10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
4 (1) 本人の予測し得ない特殊な事情により許可の申請ができなかったこと（本人の予測し得ない特殊な事情については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したものの不慮の事故により完成が遅れたこと、漁船売買契約又は用船契約を締結した船舶が滅失又は沈没したことその他の真にやむを得ない事情に限る。）。 (2) (1)の理由に基づく期間経過後に、次の①又は②の場合に該当すること。 ① 既に漁船建造に着手している場合又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合 ② 一旦漁船建造に着手し、又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる状態となった後において、その後の災害、相手方の廃業その他自己の責に帰することができない事由により漁船建造又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が困難となった場合	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間 10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
5 (1) 大臣管理漁獲可能量の管理のため、又は大臣管理漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるため、漁獲努力量の抑制を図る目的から新船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可（当該起業の認可は、法第 124 条第 1 項の協定（以下「資源管理協定」という。）、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成 23 年 3 月 29 日 22 水管第 2354 号水産庁長官通知）第 2 の 1 の（1）に定める国又は都道府県が策定する資源管理指針に基づく資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）その他漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取決めにその旨定められたものに限る。）としていること。	20 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間

(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
6 (1) 漁獲努力量の削減や資源の回復等を目的とした国際的な資源管理の取決め等に対応し、漁獲努力量の抑制を図る目的から新造船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可としていること。 (2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	20 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間 10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
7 水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水漁第 2746 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の（1）のアの（イ）の規定により水産庁長官が認定した改革計画に基づき実施する同実施要綱第 3 の 1 の（2）のアの（ア）に規定する事業の実施又は漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水管第 1818 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の（1）のイの規定により水産庁長官が認定した漁業復興計画に基づき実施する同要綱第 3 の 3 の（1）に規定する事業の実施に当たり、起業の認可としていること。	左欄の事業の終了日までの期間
8 「広域浜プランの策定及び関連施策の連携について」（平成28年 1 月 20 日付け 27 水港第 2627 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の（2）の規定により水産庁長官が承認した漁船漁業構造改革広域プランに基づく取組に係る試験操業の実施に当たり、起業の認可としていること。	左欄の試験操業の終了日までの期間

第2 法第 51 条第 1 項の休業による許可の取消しに関する処分基準（法第 51 条第 1 項関係）

大臣許可漁業における法第 51 条第 1 項の休業による許可の取消しに関する処分基準については、次の 1 から 3 までに定めるところによるものとする。

- 1 許可を受けた日から 1 年間又は引き続き 2 年間休業し、かつ、当該休業期間中に、当該許可を受けた船舶によって漁業を営んでいない場合であって、早急に操業を開始できる見込みのないときは、当該許可を取り消すこととする。
- 2 1 の「休業期間」には、当該許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、法第 33 条第 1 項の規定に基づく特定水産資源の採捕の停止、法第 55 条第 1 項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第 119 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく命令、法第 120 条第 1 項の規定による指示、同条第 11 項の規定による命令、法第 121 条第 1 項の規定による指示又は同条第 4 項において読み替えて準用する法第 120 条第 11 項の規定による命令により当該許可を受けた漁業の操業を禁止された期間は、算入しない。
- 3 1 の「休業期間」は、当該許可を受けた者の責に帰することのできない理由により休業している期間は算入しないこととする。具体的には、漁獲可能量等の管理を

円滑に実施するために行われる休業（法第 25 条第 2 項の規定を遵守するために行うもの又は資源管理協定にその旨定められたものに限る。）、資源管理計画の実施に伴う休業又は国際的な資源管理の取決め等に基づく休業については、当該理由に含むものとする。

第 3 形式的な許可及び起業の認可の交換の禁止

法第 38 条の起業の認可は、これから許可を受けようとする者にあつては新船の建造等に着手する前の段階で、既に許可を受けた者にあつては船舶の滅失等が生じたことにより、船舶を使用する権を有していない状態であっても、事後的に船舶の使用権を取得することで、大臣許可漁業を開始又は再開することができるようにする制度である。

一方、専ら法第 39 条第 2 項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、同条第 1 項の許可を受けた上で、再度、その許可を受けた船舶の使用を廃止して法第 45 条第 2 号の起業の認可を受けようとするもの（以下「形式的な許可及び起業の認可の交換」という。）については、大臣許可漁業を起業するために認可を受けようとするものではなく、その事業の継続性に着目して設けられた同号とは異なる濫用的な申請であり、認められるものではない。

このため、法第 45 条第 2 号の起業の認可を受け、その後、法第 39 条第 1 項の許可の申請をする場合の手続について、次のとおり定める。

1 法第 45 条第 2 号の起業の認可の申請

- (1) 大臣許可漁業において、許可を受けた者が当該許可に係る船舶を使用することを廃止して、法第 45 条第 2 号の起業の認可を受けようとして行う申請については、農林水産大臣は、「起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 4 条第 2 項）として、当該認可を受けようとする者に対して、当該許可に基づく操業の実績、受けようとする起業の認可に係る船舶の使用権を取得しようとする相手方に関する書類及び許可ではなく起業の認可を受けようとする理由に関する書類の提出を求めることとする。
- (2) (1)の申請について、農林水産大臣は、起業の認可を行うに当たり、当該認可に基づいて許可を申請すべき期間内において、形式的な許可及び起業の認可の交換のための許可の申請は認めない旨の条件を付すものとする。

2 法第 45 条第 2 号の起業の認可の後の法第 39 条第 1 項の許可の申請

大臣許可漁業において、1 の起業の認可を受け、その後、当該船舶を再び使用することとして、法第 39 条第 1 項の許可の申請をする場合にあつては、その申請が漁業を再開して起業しようとするためのものであつて、形式的な許可及び起業の認可の交換のための許可の申請には該当しない特段の事情及び当該事情を示す書類が示されない限り、1 (2)により付した条件に違反することから、当該申請について不許可とすることとする。

附 則

- 1 この基準は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
- 2 起業の認可の延長基準及び休業による許可の取消し基準等（平成 15 年 5 月 28 日付け 15 水漁第 543 号水産庁長官通知）は、廃止する。